

長野市監査委員告示第9号

地方自治法第252条の38第6項に基づき、長野市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和4年7月29日

長野市監査委員	西	島	勉
同	榊	原	剛
同	近	藤	満里
同	宮	崎	治夫

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>【1】 総務部</p> <p>1. 公有財産活用局公共施設マネジメント推進課</p> <p>【意見1】（報告書22ページ） 長野市として優先して対策を行うべき公共施設等を決めるべきである 〔事実〕省略 〔意見〕 長野市の公有財産の規模、地元住民との協議や調整に要する時間、限られた予算という制約のなかで公共施設マネジメントに取り組んでいくとすると、優先的に対策を行う公共施設等を特定して、効果的かつ効率的に取り組んでいく必要がある。また、「個別施設計画」をより実効性あるものにするために、優先順位が高い施設、すなわち活用可能性や実行可能性の高い施設から順に対策に取り組んでいく必要があると考えられる。その際、総合的・全庁的観点を踏まえた優先順位付けを行う必要がある。</p> <p>今後、公有財産活用局公共施設マネジメント推進課と財産所管課が協議等を通じ、各施設でのコスト発生額及び財源確保の見通しの算出を行い、長野市として優先して対策を行うべき公共施設等を決めるべきである。</p> <p>【意見2】（報告書23ページ） 個別施設計画で対策を優先すべき施設は、実施時期の前倒しを検討すべき 〔事実〕省略 〔意見〕 「個別施設計画」の対策を優先して実施すべき施設に関しては、以下の理由から、対策の実施に向けて計画の具体化や住民への説明等に早期に着手し、対策の実施時期を可能な限り前倒しすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「個別施設計画」の実施が遅れた場合には、対策による更新等費用の総額の削減が進まな 	<p>【意見1】 優先的に対策を行う施設を決めるに当たっては、まずは全市的な視点により、公共施設を性質別に分類し、市として優先的に残す施設等の考え方を示していく。</p> <p>その上で、市で設置義務がある施設については、財源や利用状況等を踏まえ、優先的に必要な量を確保してまいりたい。</p> <p>一方で、民間で提供可能な選択性の高い施設については、施設を停止する場合の考え方を示し、施設の対策を進めてまいりたい。</p> <p>これら対策を行うには、コスト発生額と財源確保の見通しを把握する必要があるため、改めて試算を行い、年次計画を立て対策を進めていく。</p> <p>【意見2】 個別施設計画で、長寿命化としている施設については、令和4年度から新設した「施設長寿命化枠」の中で、着実な公共施設老朽化対策を講じていく。</p> <p>一方で、利用ニーズや立地等から将来的に施設の存続必要性が高い施設については、早期からの予防保全による長寿命化が求められるため、劣化状況や工事発注量のバランスを確保しながら実施の前倒しを進めていく。</p>

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>いこととなり、結果として「将来世代に負担を先送りすること」になること</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設マネジメントによる対策実行後においてもなお公共施設の改修・更新費用が2030年度までの10年間で1,607億円見込まれる等、長野市の財政状況が悪化することは避けられない状況にあること ● 公営住宅や公民館等の用途廃止を進めるにあたっては、住民の福祉に十分な配慮が必要であり、時間をかけて用途廃止を進める必要があるが、そのためには住民へ早期に事業計画の説明を行い、住民との協議を早期に開始する必要があること <p>【意見3】（報告書24ページ） 個別施設計画で機能の方向性が「要検討」の施設は方針を決定すべき 〔事実〕省略 〔意見〕 長野市における公共施設マネジメントにおいては、「長野市公共施設等総合管理計画」に基づき策定された個別施設ごとの対応方針を定めた「個別施設計画」に基づき進めていくこととされている。そのため、個別施設計画において各施設の機能の方向性及び建物の対策が定まらないと、公共施設等全体の適切な保全と最適な配置の実現へとつながらなくなるため、残り56施設についても、公共施設マネジメント推進課と財産所管課で協議のうえ、早期に機能の方向性及び建物の対策を示すことが必要である。</p> <p>【意見4】（報告書24～25ページ） コスト削減や財源確保の観点で個別施設計画の継続的な見直しをすべき 〔事実〕省略 〔意見〕 公共施設マネジメントの推進においては、全庁的・総合的・長期的な視点をもって、公共サービスの維持を図りつつ公共施設等の適切な保全と最適な配置を行う必要があるため、施設総量の縮減目標を設定することは重要である。</p>	<p>【意見3】 「要検討」施設については、令和3年度に該当施設のヒアリングを実施して現状を確認したところであるが、地縁団体等が管理するなど市側の判断で決められない施設が多いことから、できる限り地域への説明や決定に向けた協議を進めていく。</p> <p>【意見4】 監査人の意見のとおり、施設総量の20%縮減の本来の趣旨は、将来の財政負担軽減を目指すための1つの指標である。 このため、面積縮減にこだわらず、収入増やコスト削減を図っていくといった考え方も取り込みながら、コスト削減の方策を検討して財源確保を図りつつ、市の財政状況や施設の状況等を踏まえ、計画の継続的な見直しを行っていく。</p>

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>一方で、長野市に限らず、多くの地方公共団体において高度経済成長期に集中的に整備された公共施設の更新時期が、今後集中的に到来することが見込まれる。公共施設の集中的な更新にあたっては多額の財政負担が想定され、地方公共団体の財政状態を鑑みると、高齢化の進展による社会保障負担の増大や生産年齢人口の減少に伴う税収の減少が見込まれるなど厳しい状況にあり、財政負担に耐えることが困難であることが想定される。</p> <p>そのため、公共施設マネジメントの推進における根幹の課題は、各施設の維持・更新のための財源が不足しているという点にある。長野市の個別施設計画の策定目的のなかでも「財政負担の軽減・平準化」を掲げており、施設総量の削減という面積の削減は、公共施設マネジメントが目指す方向の一つの方策に過ぎないと考えられる。よって、財源の確保という課題への対応の観点から、公共施設マネジメントに係る施策を策定していく必要があると考えられる。</p> <p>また、施設の方向性を決定するうえで重要な観点は、大きくは①必要性、②経済性、の2点と考えられる。限りある財源のなかで将来にわたり公共施設を最適に維持管理していくため、経済性の観点は重要な観点である。例えば、縮減する面積が大きかったとしても、維持管理費が現状あまり発生していない公共施設等について、仮に機能を停止し建物を解体等しても面積の削減にはつながるが、コストの削減への効果は限定的であり、このような公共施設等に対して労力をかけることは望ましい状況ではない。</p> <p>以上より、基本方針における取組みの目標においては縮減面積ではなく、コスト削減額を軸として目標を定めることが望ましいと考えられる。そのため、優先順位を定める必要はあるものの、個々の施設で現状発生している維持管理費等のコスト、及び将来発生するコストについて網羅的に把握したうえで、個別施設計画での機能の方向性及び建物の対策の見直しの必要性を検討する必要があると考えられる。その際、経済性（コストの削減）の検討においては、借</p>	

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>り受け期間が長期にわたる有償契約の経済性についても考慮にいれるべきであり、ライフサイクルコストの観点から経済的に有利かどうかを確かめる必要がある。</p> <p>また、財源確保の観点から方針を策定することが望ましいと考えられる。財源確保において、面積の縮減以外では、①民間譲渡（民営化）、②未利用財産（遊休資産）の売却・貸付け等の活用、③受益者負担の見直し、の大きく3点があると考えられ、この3点から確保される財源の見通し額を算出することが必要と考えられる。なお、受益者負担については、施設の公益性、民間競争性など施設の性質に応じた基本方針を定め、受益者負担の程度を検討し、負担額の見直しによるコスト負担軽減も考慮して財源確保の見直しを検討する必要があると考えられる。</p> <p>【意見5】（報告書26ページ） 個別施設計画の見直しを柔軟に行うべき 〔事実〕省略 〔意見〕 公共施設等の今後の方針については一義的には各財産所管課で決定されるものの、全庁的・総合的視点で推進していくため、実施する時期にとらわれず、公有財産活用局公共施設マネジメント推進課と財産所管課が一層密に連携して協議を行うことが望まれる。そのうえで柔軟に個別施設計画を見直すことが必要と考えられる。</p> <p>個別施設計画の見直しの公表時期については、具体的な年数を定めることは難しいものの、市民やその他利害関係者へのタイムリーな情報公開は重要であることから、予め想定していた公表時期にとらわれず、2021年2月に公表した個別施設計画での方針からの変更の程度を見極め、積極的に見直しの公表を行うことが望まれる。</p>	<p>【意見5】 各施設の対策については、建物の劣化具合や利用状況等、財源や施設全体のバランスを考え、柔軟に見直ししており、昨年度決定した勤労福祉施設の再編では、老朽化した施設の建替えと合わせて関連施設の見直しを行った。 今後も将来需要等を見据えながら、関連する施設を含めて柔軟に見直しを検討していく。</p>

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>【意見6】（報告書27～28ページ）</p> <p>「新規整備の抑制」の基本方針の実効性を担保する取組みを行うべき</p> <p>〔事実〕省略</p> <p>〔意見〕</p> <p>今後施設の集約化・複合化やこれに伴う建替が発生することが想定されるが、全庁的な観点での施設の適正配置や既存施設の長寿命化や有効活用を図る必要がある。また、公共施設マネジメントによる対策実行後においても公共施設の改修・更新費用が2030年度までの10年間で1,607億円見込まれる等、長野市の財政状況の悪化は避けられない見通しである。</p> <p>そのため、「新規整備の抑制」という基本方針の実効性を担保するために以下の取組みを行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「新規整備の抑制」という基本方針を、より具体化したガイドラインを整備すべきである。 ● 「新規整備は原則として行わない」としている他の地方公共団体もあることから、令和3年10月の長野市財政推計の今後の課題にも明記されているとおり長野市としても「原則、新たな施設整備には着手せず」という方針を明確化すべきである。 ● 例外として新規施設整備を行う場合として、「単独目的の用に供する新規施設整備ではないこと」、「複数の施設を集約化・複合化するために行う新規施設整備であること」、「中長期の定量的な費用対効果の検証の結果、将来世代に負担を先送りすることにはならない施設であること」、「中長期の定量的な費用対効果の検証の結果、次世代の住民の福祉の増進を図るために必要不可欠な施設であること」等のように、公共施設マネジメントの基本理念に基づき例外が認められる条件をより明確化すべきである。 ● 新規施設整備を行うかどうかは、将来世代を含む住民に提供する行政サービスにも影響を及ぼすものであることから、長野市の 	<p>【意見6】</p> <p>新規整備については、既存施設における公共施設マネジメントとは別の角度からの検討が必要であり、政策的な判断を踏まえ、決定していくものと考えている。</p> <p>新規整備を行う場合は、他の既存施設にどのような影響があるかといった点などに考慮しつつ、全体のバランスを見ながら総合的に判断している。</p> <p>こうした点を踏まえ、将来的にガイドラインとしてまとめられるよう検討していく。</p>

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>行政内部において中長期の費用対効果を定量的に検証することは当然のこととして、議会や市民への情報提供等を行いつつ、理解を得ながら進めることが何よりも重要であるため、例外として新規施設整備を行う場合には、中長期における費用対効果の定量的な検証結果や将来世代を含む住民の福祉にとって必要不可欠である根拠等の対外的な情報公開を徹底すべきである。</p> <p>【意見7】（報告書28～29ページ） 公共施設等総合管理基金への新たな積立財源の確保を行うべき 〔事実〕省略 〔意見〕 上記のとおり年平均一般財源を上回る部分を基金で補っても2038年度までに76.3億円不足することや、将来世代の負担となる市債発行額合計が2038年度には1331.7億円見込まれる等、財政状況が悪化することは避けられない状況である。 このような財政見通しを前提に考えると世代間の財政負担の公平性を考慮し、基金設置当初の方針にあるとおり早急に「公共施設等総合管理基金への新たな積立財源を検討する」必要がある。現状では、管財課や監理課以外が所管している普通財産の貸付料や売払収入は、基金の積立の対象外となっているが、各所管課の普通財産の有効活用等により長野市全体として基金への新たな積立財源の確保を行うべきである。</p> <p>2. 公有財産活用局管財課</p> <p>【意見8】（報告書31ページ） 長野市全体の未利用財産の売却や貸付けを加速すべき 〔事実〕省略 〔指摘〕 未利用の土地や建物については、以下の理由から財源の確保やコスト削減を実行するために、売却や貸付け等を加速させていく必要がある</p>	<p>【意見7】 産業振興施設などの収益施設については、将来の長寿命化改修等を見込む上で、収支の均衡を図りながら減価償却費相当分を基金に積み立てることなど、新たな財源確保策を検討していく。</p> <p>【意見8】 未利用物件については、原則庁内利活用を優先するとしていたが、中心市街地やその周辺の市場性が高い物件については、優先的に売却や貸付けを検討していくこととし、財源の確保やコスト削減を図っていく。</p>

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設マネジメントによる対策実行後において公共施設の改修・更新費用が2030年度までの10年間で1,607億円見込まれる等、長野市の財政状況が悪化することは避けられない状況にあること ● 公共施設マネジメントの推進などに伴い、今後、未利用財産の増加が見込まれること ● 長野市が所有する未利用の土地や建物に対しては、固定資産税は非課税であり、未利用財産の売却等が遅れることにより、将来の固定資産税による税収増の機会を喪失すること <p>【意見9】（報告書32ページ） 長野市全体の未利用財産の売却や貸付けに関して優先順位付けすべき [事実] 省略 [意見] 公共施設マネジメントの推進などに伴い、今後、未利用財産のさらなる増加が見込まれるなか、限られた職員や予算で未利用財産の売却や貸付けを加速していく必要があるため、売却や貸付けのし易さや将来の歳入増につながるかどうか等の観点から長野市全体で優先して売却や貸付けを進めるべき未利用財産を一覧化する等、長野市として未利用財産の売却や貸付けに関して優先順位を明確にする必要がある。</p> <p>【意見10】（報告書33ページ） 未利用財産の売却等を加速するため民間事業者の活用を検討すべき [事実] 省略 [意見] 公共施設の改修・更新費用が2030年度までの10年間で1,607億円見込まれる等、長野市の財政状況が悪化することは避けられない状況のなか、公共施設マネジメントの推進などに伴い今後増加が見込まれる未利用の土地や建物については、財源の確保やコスト削減を実行するために、売却や貸付け等を加速させていく必要があ</p>	<p>【意見9】 未利用地等有効活用検討委員会において、新規未利用物件等については、一覧表を作成し、有効かつ適正な活用を図る方向性を検討している。令和4年2月開催の検討委員会において、中心市街地やその周辺の市場性のある物件を優先して売却していくことと決定し、今後は条件整備が整った市営住宅の売却等に優先して取り組んでいく。</p> <p>【意見10】 平成17年から長野県宅地建物取引業協会長野支部と協定締結し、一般競争入札等が不調となった物件について、市有地の売却に係る情報提供及び媒介を依頼している。民間事業者の活用については、費用対効果等を十分考慮しながら、個々の案件について、活用を研究していく。</p>

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>る。</p> <p>未利用財産の売却や貸付け等を加速させていくためには、行政DXの推進や組織の合理化等により行政全体のスリム化・効率化により職員の時間を捻出していくことは当然のこととして、それでもなお一時的な職員不足により未利用財産の売却や貸付けが進まない場合には、費用対効果を考慮したうえで民間事業者の活用を積極的に検討すべきである。</p> <p>なお、他の地方公共団体において民間事業者を活用している以下の先進的な事例があるため、参考にすべきである。</p> <p>（業務の民間委託）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売却可能性調査業務 ・物件調査及び物件調書作成 ・境界立会、地積更生登記 ・一般競争入札及び売買契約締結の補助 ・一般競争入札後の販売促進業務 ・契約相手の探索 ・物件の引渡し ・その他売却や貸付けに関連する業務 <p>（官民連携）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官民連携により太陽光発電事業等の再エネ普及促進に公有地を活用 <p>【意見11】（報告書34ページ）</p> <p>民間事業者の活用により処分が困難な未利用財産の見極めを行うべき</p> <p>〔事実〕省略</p> <p>〔意見〕</p> <p>公共施設マネジメントの推進などに伴い、今後、未利用財産のさらなる増加が見込まれるなか、限られた職員や予算で未利用財産の売却や貸付けを加速していく必要があるため、長野市全体で優先して売却や貸付けを進めるべき未利用財産を明確にするためにも、民間事業者のノウハウを活用して、処分が困難な未利用財産の見極めを早期に行うべきである。</p> <p>なお、処分が困難であるか見極めが難しい未利用財産については、費用対効果を考慮したうえで、民間事業者のノウハウやインターネット</p>	<p>【意見11】</p> <p>処分が困難な未利用地財産の見極めへの民間事業者の活用については、費用対効果等を十分考慮しながら研究をしていく。</p> <p>なお、売却や貸付けの条件整備が整った物件については、入札等実施前にHPへの掲載を行うなど、情報発信をしていく。</p>

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>等を活用して売却可能物件として必要最低限の情報発信を継続的に行うことについても検討すべきである。</p> <p>【意見12】（報告書34ページ） 評価依頼額の算定は、民間事業者の活用または管財課が支援を行うべき 〔事実〕省略 〔意見〕 未利用財産の売却を行うために市有財産評価委員会へ評価依頼を行う場合に、財産所管課において評価依頼額の算定が必要となるが、不動産の評価に不慣れな財産所管課の職員が、評価依頼額の算定を行うことは事務が非効率となり未利用財産の売却が進まない要因になるおそれがある。そのため、鑑定評価及び極小規模財産の内規に基づく評価依頼額の算定については、民間事業者を活用する、または、管財課が積極的な支援を行うべきである。</p> <p>【意見13】（報告書35～36ページ） 価格算定が管財課への所管換えの条件ではない旨、所管課へ周知すべき 〔事実〕省略 〔意見〕 財産所管課の職員のなかには、管財課への所管換えの条件に不動産の価格の算定が含まれているものと誤解しているケースがあったため、財産所管課から管財課へ未利用財産の所管換えを行う条件に、財産所管課における価格の算定は含まれない旨を、財産所管課に周知すべきである。 また、財産所管課の職員がルールを正しく理解できるように、「長野市未利用財産有効活用ガイドライン」において、「有効活用のための条件整備」と「管財課へ所管換えする場合の確認事項」を別のページに記載する等、ガイドラインの見直しを検討すべきである。</p>	<p>【意見12】 不動産鑑定評価又は極小規模財産の売却価格算定事務内規の手法について、財産所管課を支援していく。</p> <p>【意見13】 未利用財産有効活用ガイドラインを周知していくとともに、必要に応じて見直しを検討していく。</p>

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>【意見14】（報告書36ページ） 中山間地域の未利用財産の売却価格の算定方法を見直すべきである 〔事実〕省略 〔意見〕 中山間地域の未利用財産の売却価格の算定にまで、費用と時間がかかる不動産鑑定評価の取得を求めることは、事務の効率的執行の観点からやや過剰な対応とも考えられることから、中山間地域の未利用財産については、面積の条件を緩和し価格補正を行う等、事務の効率的執行の観点から売却価格の算定に関するガイドラインや内規の見直しを検討すべきである。</p> <p>【意見15】（報告書37ページ） 未利用財産に関して建物付き土地の譲渡や貸付けを推進すべき 〔事実〕省略 〔意見〕 建物解体を前提として未利用財産の譲渡や貸付け等を進めた場合には、各年度において建物の解体費用に充てられる財源は限られるため、建物の解体が進まず、未利用の土地の譲渡や貸付けが進まないことが想定される。 そのため、管財課として、以下方策等により、建物の解体を前提としない未利用財産の譲渡や貸付けを推進すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 他の地方公共団体における建物付き土地の譲渡等の制度設計、契約内容、価格の算定方法等の事例収集を行う ● 建物付き土地の譲渡や貸付けの場合のガイドラインや内規について、財産所管課に対して周知する <p>なお、先進的な他の地方公共団体では、建物付き土地の譲渡に関してマイナス価格での入札を行っている事例もあるため、当該事例等を参考に長野市として制度設計やガイドライン等について検討すべきである。</p>	<p>【意見14】 不動産鑑定評価が原則であるが、今後、中山間地域については、費用対効果や優先順位を勘案した上で、見直しを研究していく。</p> <p>【意見15】 個々の建物の状況、費用対効果等を勘案しながら、令和4年度に建物付き物件の売却に取り組んでいく。</p>

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>【意見16】（報告書38ページ） 所管課の未利用財産の売却や貸付等の有効活用を推進すべき 〔事実〕省略 〔意見〕 教職員住宅は、未利用地等有効活用検討委員会の検討対象外の200㎡未満の土地が主ではあるものの、売却等がし易い土地も含まれていることから、「未利用財産有効活用ガイドライン」に基づけば、長野市として積極的に売却等により有効活用すべき不動産であると考えられる。 一義的には未利用財産の所管課が、「未利用財産有効活用ガイドライン」に基づき売却を含む有効活用を検討すべきであるが、個別施設計画の実施に伴い長野市全体で未利用財産の増加が今後も見込まれることから、管財課としても、所管課に対して条件を整備した上での用途廃止及び所管換えの手続きを促し、長野市全体の未利用財産の売却や貸付け等の有効活用を推進すべきである。</p> <p>【意見17】（報告書39ページ） 売却予定物件情報の早期公表や売却可能物件の情報発信を推進すべき 〔事実〕省略 〔意見〕 公共施設マネジメントの推進などに伴い今後増加が見込まれる未利用の土地や建物の売却や貸付け等を加速させていくためには、「広報の促進」は、非常に重要な取組みである。 そのため、長野市全体の未利用財産の情報を一元化したうえでインターネット等を活用して、売却予定物件情報の早期公表や売却可能物件情報等の情報発信をこれまで以上に進める必要がある。</p> <p>【意見18】（報告書40ページ） 全庁的に公有財産台帳で未利用財産の管理を行える体制を整備すべき 〔事実〕省略</p>	<p>【意見16】 財産所管課に対して、条件整備した上での用途廃止及び所管換えの手続きを促進し、有効活用を推進していく。</p> <p>【意見17】 未利用物件で売却できるものを早めに判断し、インターネット等を活用して、早期公表するなど情報発信を行っていく。</p> <p>【意見18】 普通財産へ用途廃止する際には、財産所管課において、「未利用」、「売却可能資産」、「未利用かつ売却可能資産」までの判断を促</p>

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>〔意見〕</p> <p>公共施設マネジメントの「個別施設計画」の実施に伴い、今後は、未利用財産の増加が見込まれることから、未利用地等有効活用検討委員会の検討対象になるかどうかに関わらず未利用の土地や建物について、公有財産台帳において以下方法等でフラグを付すことを検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 例えば、土地については、未利用地等有効活用検討委員会の対象外のフラグを別途設け、「未利用（委員会対象外）」や「未利用かつ売却可能資産（委員会対象外）」等のフラグを付す ● 例えば、建物についても、「資産状況フラグ」等の現在使用していない入力欄を利用して、「未利用」や「未利用かつ売却可能資産」等の土地と同様のフラグを付す <p>また、現状では、土地のフラグは、管財課担当者が公有財産台帳に入力し、主に管財課で当該情報を活用しているが、今後は、各財産所管課において長野市全体の未利用財産の把握を行える体制の整備を管財課として推進すべきである。</p> <p>【指摘1】（報告書41～42ページ）</p> <p>所管課未特定の市街地の土地等は、早期に所管や活用状況を確認すべき</p> <p>〔事実〕省略</p> <p>〔指摘〕</p> <p>長野市財務規則第134条においても原則として公有財産の所管課の特定が求められており、土地に関して長期間にわたり「所管課未特定」の状態が継続すると、公有財産の管理及び処分の責任の所在が曖昧となり、公有財産の管理及び処分が適切になされないおそれがあり問題である。</p> <p>一方で、「所管課未特定」の土地の件数が多いことから、一度に所管課を特定できない状況にあることも止むを得ない面がある。</p> <p>以上から、少なくとも「所管課未特定」の土地のなかに含まれている市街地の土地等、優先</p>	<p>し、一定規模以上の物件についてフラグを付すなど公有財産台帳へ反映させるように検討していく。</p> <p>【指摘1】</p> <p>所管課未特定の96%は山林・保安林・原野である。引き続き主管課の特定作業を行い、特に市街地の土地を優先し、所管課を特定していく。</p> <p>なお、特に指摘のあった市街地の7箇所の所管課未特定地においては、今冬には特定させる方向で、登記簿を徴取し、現場の状況を踏まえ、該当の所管課と調整を進めていく。</p>

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市長分）

して確認が必要な土地について、早期に所管課を特定して所管換えを行うべきである。

また、所管課を特定する際に土地が有効活用されているかどうかについても確認を行うべきである。

【意見19】（報告書43～44ページ）

普通財産への変更ルール周知と変更漏れのチェックを管財課で行うべき

〔事実〕省略

〔意見〕

地方自治法第238条では、行政財産・普通財産の分類は、該当施設が「公用又は公共用に供し、又は供することと決定しているか」（＝行政目的の用途として供されているか）の判断によって決定される。よって、条例廃止の有無、施設の有無といった事項ではなく、該当施設が「行政目的用の用途として供されているか」という判断に基づいて行政財産・普通財産の分類を財産所管課が行えるように、公有財産全般を管理する管財課として、上記の考え方をガイドライン等に明記するなど、改めて周知徹底すべきである。

また、以下の理由から、普通財産への切り替え漏れを防止するために、漏れなく用途廃止調書が提出されたかどうかについて財産所管課に照会を行う等、定期的に管財課でチェックする方策を検討すべきである。

- 長野市未利用財産有効活用ガイドライン」において、行政目的が終了した財産については、用途廃止調書を管財課に提出し、速やかに用途廃止を行い普通財産とすることとされていること
- 行政財産は、地方自治法において原則として売却や貸付けが認められておらず、普通財産に切り替えを行わないと未利用財産の活用が進まないおそれがあること
- 公共施設等総合管理基金の積立対象は、以下長野市の方針のとおり普通財産とされており、行政財産と普通財産の分類は基金の積立財源の確保という観点からも重要であること

【意見19】

未利用財産有効活用ガイドラインの周知と併せて、用途廃止の施設については、用途廃止届を提出するよう通知、依頼していく。

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>【意見20】（報告書45ページ） 公有財産の所管換えに係る規則やガイドラインを周知徹底すべきである 〔事実〕省略 〔意見〕 財産所管課担当者によっては、普通財産への切り替えをした場合に、必ず管財課への所管換えを行う必要があると誤解しているケースがあるため、「長野市未利用財産有効活用ガイドライン」における「管財課以外が普通財産を管理する場合」について各財産所管課に周知する等、管財課として公有財産の所管換えに関して規則やガイドラインの正しい理解につながるような取組みを行うべきである。</p> <p>【意見21】（報告書46ページ） 公有財産の所管に関して判断が難しいケースは管財課が調整すべき 〔事実〕省略 〔意見〕 今後、公共施設マネジメントの「個別施設計画」の実施に伴い、公有財産台帳における施設自体の所管課と行政目的の用途で実際に使用している所管課に不整合が生じるケース等、公有財産の所管に関して判断が難しいケースが増えてくることが想定される。 公有財産の所管に関して判断が難しいケースについては、管財課が、関係する財産所管課と協議し、調整を行うべきである。</p> <p>【意見22】（報告書47ページ） 支出を伴わない公有財産の異動報告漏れを防止する方策を検討すべき 〔事実〕省略 〔意見〕 支出を伴わない公有財産の異動報告漏れを防止するために、以下のいずれかの対応を検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 管財課として、財産所管課における支出を伴わない公有財産の異動報告漏れの実効性あるチェックルールの整備を要請する 	<p>【意見20】 財務規則及び未利用財産有効活用ガイドラインを周知徹底していく。</p> <p>【意見21】 財産所管課間の協議の上、相談等を受けた場合は、管財課が支援調整していく。</p> <p>【意見22】 毎年4月に財務会計システム出力の支払いデータにより、公有財産異動報告の突合を行い、報告漏れチェックを行っているが、今後支出を伴わない公有財産の異動報告を定期的に財産所管課に照会するなど、異動報告漏れの防止を図っていく。</p>

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>● 管財課として、支出を伴わない公有財産の異動報告漏れの有無に関して、財産所管課に定期的にチェックを要請する</p> <p>【指摘2】（報告書48ページ） 公有財産の異動報告を適時適切に行うべき 〔事実〕 施設番号 1183 施設名称 宇和原住宅（旧教職員住宅） （以下省略） 〔指摘〕 長野市財務規則第137条では、公有財産に異動があったときは、速やかに公有財産異動報告書を作成するとともに公有財産台帳を整備することとされている。公有財産台帳異動報告の手引きに基づき適時に異動報告を行うべきである。 なお、当該土地については、当該包括外部監査の実施過程で指摘を受けて公有財産異動報告を行い除却の記録は既になされている。</p> <p>【2】 財政部</p> <p>1. 財政課</p> <p>【意見23】（報告書49～50ページ） 未利用財産の売却等に必要な経費等の予算確保の方策を検討すべき 〔事実〕 省略 〔意見〕 今後、公共施設マネジメントの推進などにより未利用の不動産の増加が見込まれる。そのため、民間等への未利用財産の売却や貸付け等を加速させるために財産所管課に対して中長期の売却及び貸付けに係る必要経費の計画の提出を求める等、必要な経費等の予算を確保する方策を具体的に検討すべきである。 なお、基本方針に「施設総量の縮減目標の達成に効果的な複合化等の施設整備にかかる予算を優先的に措置する」とあるが、縮減する面積が大きかったとしても、維持管理費が現状ほとんど発生していない公共施設等について、仮に</p>	<p>【指摘2】 令和3年度に財産台帳から除却処理を実施した。</p> <p>【意見23】 建物解体費用や売却等の処分に係る経費を上回る歳入の見込みがある場合には必要な経費の予算措置をしていることから、財産所管課に対しては中長期の売却又は貸付けに係る必要経費についても計画の提出を求め、予算化していく。</p>

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>機能を停止し建物を解体等しても面積の削減にはつながるが、コストの削減への効果は限定的であるため、施設の総延床面積の20%縮減に過度に捉われる必要はない点、留意すべきである。</p> <p>【3】 保健福祉部</p> <p>1. 高齢者活躍支援課</p> <p>【意見24】（報告書51～52ページ） 公有財産台帳上の所管と管理運営上の所管の不整合について見直すべき 〔事実〕 施設番号 3160 施設名称 信田小学校高野分校 （以下省略） 〔意見〕 施設自体の公有財産台帳上の所管と、行政目的の用途で使用している実際の所管の不整合が生じていることは、公有財産の管理の責任に関する所在が不明確となるおそれがあり問題である。長野市財務規則第142条に基づき、適時適切な所管換えを行うことで不整合が解消されるよう、教育委員会総務課、高齢者活躍支援課、家庭・地域学びの課の3者間で協議を行うべきである。</p> <p>【意見25】（報告書52～53ページ） 用途廃止及び普通財産への変更を検討すべき 〔事実〕 施設番号 1381 施設名称 大岡老人福祉センター （以下省略） 〔意見〕 長野市財務規則第144条、及び長野市未利用財産有効活用ガイドラインでは、「財産所管課は、行政目的が終了した財産について、行政財産の用途を廃止し普通財産とすることを速やかに行うこと」とされている。また、未利用財産の網羅的把握の観点からも行政財産・普通財産の分類は重要である。したがって、今後の利活用のための課題を整理するとともに、当該施設</p>	<p>【意見24】 当該施設は国庫補助の対象となっており、廃止に当たっては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に沿った手続が必要となるため、現在の所管課である教育委員会総務課及び家庭地域学びの課と「公有財産の所管」と「管理運営の所管」の不整合について、見直しの方向で協議していく。</p> <p>【意見25】 指摘のあった施設は、用途廃止及び行政財産から普通財産への異動手続きを行い、改善を図った。</p>

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>については用途廃止を行い、行政財産から普通財産とすることを検討すべきである。</p> <p>【指摘3】（報告書53ページ） 公有財産の異動報告を適時適切に行うべき 〔事実〕 施設番号 1399 施設名称 石川老人憩の家バス待合所 （以下省略） 〔指摘〕 長野市財務規則第137条では、公有財産に異動があったときは、速やかに公有財産異動報告書を作成するとともに公有財産台帳を整備することとされている。公有財産台帳異動報告の手引きに基づき適時に行うべきである。</p> <p>【意見26】（報告書54～55ページ） 公有財産の分類を見直し、貸付けは適切な手続きをとるべきである 〔事実〕 施設番号 1408 施設名称 豊野賛育会貸付地 （以下省略） 施設番号 5147 施設名称 豊野町ヘルパーステーション （以下省略） 〔意見〕 地方自治法第238条第4項では、公有財産について行政財産と普通財産に分類することが求められている。また、所有者以外の第三者が公有財産を使用する場合、行政財産については長野市財務規則第146条のとおり、行政財産使用許可の手続きをとる必要がある。一方、普通財産については長野市財務規則第150条のとおり、貸付手続きをとる必要がある。 改めて当該土地及び建物の使用実態を確認して、適切な財産分類としたうえで、適切な手続きをとるべきである。</p> <p>【4】 こども未来部</p> <p>1. 保育・幼稚園課</p>	<p>【指摘3】 指摘のあった土地は、公有財産台帳の除却手続きを行い、改善を図った。</p> <p>【意見26】 改めて公有財産の分類、貸付方法について社会福祉協議会・賛育会と三者で協議し、今後の方向性を協議していく。</p>

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>【指摘4】（報告書56～57ページ） 用途廃止及び普通財産への変更を検討すべき 〔事実〕施設番号 1490 施設名称 戸隠中央保育園 （以下省略） 〔指摘〕 長野市財務規則第144条、及び長野市未利用財産有効活用ガイドラインでは、「財産所管課は、行政目的が終了した財産について、行政財産の用途を廃止し普通財産とすることを速やかに行うこと」とされている。また、未利用財産の網羅的把握の観点からも行政財産・普通財産の分類は重要である。したがって、今後の利活用のための課題を整理するとともに、当該施設については用途廃止を行い、行政財産から普通財産とすることを検討すべきである。</p> <p>【指摘5】（報告書57～58ページ） 用途廃止及び普通財産への変更を検討すべき 〔事実〕施設番号 1493 施設名称 東ノ原保育園 （以下省略） 〔指摘〕 長野市財務規則第144条、及び長野市未利用財産有効活用ガイドラインでは、「財産所管課は、行政目的が終了した財産について、行政財産の用途を廃止し普通財産とすることを速やかに行うこと」とされている。また、未利用財産の網羅的把握の観点からも行政財産・普通財産の分類は重要である。したがって、今後の利活用のための課題を整理するとともに、当該施設については用途廃止を行い、行政財産から普通財産とすることを検討すべきである。</p> <p>【5】 商工観光部</p> <p>1. 商工労働課</p> <p>【指摘6】（報告書59～60ページ） 適時適切な所管換えを行うべきである 〔事実〕施設番号 925540</p>	<p>【指摘4】 旧戸隠中央保育園跡地については、現在用途廃止及び普通財産への変更手続きの準備を進めているが、手続上必要となる公図が、まだ法務局で作成されていない状況である（既に地籍調査は済んでいる）。 今後、法務局で正式な公図ができ次第、普通財産への変更手続きを完了させる予定。 なお、今後の利活用のため、課題の整理をしていく。</p> <p>【指摘5】 旧東ノ原保育園跡地については、用途廃止及び普通財産への変更手続きを進めている。既に「用途廃止調書」を作成し、必要書類（公図等）を添えて管財課に提出済み。 今後、手続きを進め、普通財産への変更を完了する予定。 利活用については、支所や地元区の活用状況等を確認し、管財課等への所管換えも含め検討する。</p> <p>【指摘6】 指摘の施設は、市中条地域特産物販売施設に付随の施設で、平成29年4月1日の機構改革に</p>

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>施設名称 雑種地中条住良木1579-5 （以下省略） 施設番号 92554 施設名称 雑種地中条住良木1706-6 （以下省略）</p> <p>〔指摘〕 現状の所管課と公有財産台帳での所管課が一致していないことは、公有財産の管理の責任に関する所在が不明確となるおそれがある。長野市財務規則第142条に基づき、適時適切な所管換えを行うべきである。</p> <p>【指摘7】（報告書60ページ） 適時適切な所管換えを行うべきである</p> <p>〔事実〕施設番号 5393 施設名称 そば博物館（水車小屋） （以下省略）</p> <p>〔指摘〕 現状の所管課と公有財産台帳での所管課が一致していないことは、公有財産の管理の責任に関する所在が不明確となるおそれがある。長野市財務規則第142条に基づき、適時適切な所管換えを行うべきである。</p> <p>【意見27】（報告書61～62ページ） 長野市の方針に基づき早期の売却を目指すべきである</p> <p>〔事実〕施設番号 15019 施設名称 若里産業用地 （以下省略）</p> <p>〔意見〕 長野市産業団地事業は、企業が立地するための環境整備として産業用地等の取得や造成を行うとともに企業誘致の促進により、地域の産業集積や雇用創出を図ることを主な目的としているが、若里産業用地は、取得時から現在に至るまで駐車場としての貸付けが継続しており当該目的に沿った活用がなされていない。 長野市産業団地事業経営戦略の売却方針に基づき、早期の売却を目指すべきである。</p>	<p>より商工労働課から観光振興課へ事業の所管換えを行った。その際、公有財産台帳の所管換えの手續漏れが生じたため、現在、同所管換え手続中である。</p> <p>今後、事業の所管換えの際は、事務引継ぎ及び財務規則第142条に基づいた適切な所管換えを行うとともに、チェックを強化する。</p> <p>【指摘7】 指摘の施設は、市戸隠そば博物館に付随の施設で、平成29年4月1日の機構改革により商工労働課から観光振興課へ事業の所管換えを行った。その際、公有財産台帳の所管換え漏れが生じたため、現在、所管換え手続中である。</p> <p>今後、事業の所管換えの際は、事務引継ぎ及び財務規則第142条に基づいた適切な所管換えを行うとともに、チェックを強化する。</p> <p>【意見27】 産業用地として活用するため用地整備等の現状確認を行うとともに、市産業団地経営戦略の売却方針に基づき、早期の売却を検討する。</p>

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況														
<p>【指摘8】（報告書63ページ） 公有財産台帳の売却処理漏れを防止する方策を検討すべき 〔事実〕</p> <table border="1" data-bbox="199 584 788 931"> <thead> <tr> <th>施設番号</th> <th>施設名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17120</td> <td>東鶴賀事業用地</td> </tr> <tr> <td>10050</td> <td>第二東部工業団地 南長池</td> </tr> <tr> <td>10050</td> <td>第二東部工業団地 風間</td> </tr> <tr> <td>10049</td> <td>豊野東部工業団地</td> </tr> <tr> <td>2423</td> <td>綿内流通ターミナル第二工区</td> </tr> <tr> <td>2422</td> <td>綿内東山工業団地</td> </tr> </tbody> </table> <p>（以下省略） 〔指摘〕 長野市財務規則第137条では、公有財産に異動があったときには、速やかに公有財産異動報告書を作成するとともに公有財産台帳を整備することとされている。 土地の売却については、公有財産台帳異動報告の手引きに基づき公有財産台帳における売却の記録は、適時に行うべきである。 また、今後の台帳の売却処理漏れを防止するために産業団地会計と公有財産台帳の情報の一致をチェックする等の再発防止策を検討すべきである。</p> <p>2. 観光振興課</p> <p>【指摘9】（報告書64～65ページ） 用途廃止及び普通財産への変更を検討すべき 〔事実〕 施設番号 2143 施設名称 大峰城 （以下省略） 〔指摘〕 長野市財務規則第144条、及び長野市未利用財産有効活用ガイドラインでは、「財産所管課は、行政目的が終了した財産について、行政財産の用途を廃止し普通財産とすることを速やかに行うこと」とされている。また、未利用財産の網羅的把握の観点からも行政財産・普通財産</p>	施設番号	施設名称	17120	東鶴賀事業用地	10050	第二東部工業団地 南長池	10050	第二東部工業団地 風間	10049	豊野東部工業団地	2423	綿内流通ターミナル第二工区	2422	綿内東山工業団地	<p>【指摘8】 事務処理のチェック体制に不備があったため異動処理漏れが生じたものである。 公有財産の異動処理を行い、現在は公有財産台帳からは削除されている。 再発防止のため、全職員が改めて財務規則を確認し、土地の所有権移転登記に合わせ公有財産の異動処理を行うよう適正な事務処理の徹底を図る。</p> <p>【指摘9】 利用者数の減少や老朽化のため平成19年12月から休館している。 本施設は市公共施設個別施設計画の今後の方針として、「現在休館中であり、老朽化のため用途廃止後に解体等を検討する。」としていることから、解体費用の確保等を含め検討を進めていく。</p>
施設番号	施設名称														
17120	東鶴賀事業用地														
10050	第二東部工業団地 南長池														
10050	第二東部工業団地 風間														
10049	豊野東部工業団地														
2423	綿内流通ターミナル第二工区														
2422	綿内東山工業団地														

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>の分類は重要である。したがって、今後の利活用又は売却・解体のための課題を整理するとともに、当該施設については用途廃止を行い、行政財産から普通財産とすることを検討すべきである。</p> <p>【指摘10】（報告書66～67ページ） 用途廃止及び普通財産への変更を検討すべき 〔事実〕施設番号 2101 施設名称 しなの山荘 （以下省略） 〔指摘〕 長野市財務規則第144条、及び長野市未利用財産有効活用ガイドラインでは、「財産所管課は、行政目的が終了した財産について、行政財産の用途を廃止し普通財産とすることを速やかに行うこと」とされている。また、未利用財産の網羅的把握の観点からも行政財産・普通財産の分類は重要である。したがって、今後の利活用又は売却・解体のための課題を整理するとともに、当該施設については用途廃止を行い、行政財産から普通財産とすることを検討すべきである。</p> <p>【意見28】（報告書68～69ページ） 低利用財産の一層の有効活用を検討すべき 〔事実〕施設番号 2175 施設名称 旧温泉温泉市民センター跡地 （以下省略） 〔意見〕 温泉スタンドにおいては、現状においても地元住民により利用されており行政目的の用途として供されている。しかしながら、利用者は限定的であることから、さらなる情報提供など、温泉スタンドの利用者増加のための施策を検討することが望まれる。また、温泉スタンド以外の土地について、駐車場としての利用部分を除いたとしても土地が広大であり、公有財産のさらなる有効活用の観点から駐車場以外の用途を検討していくことが望まれる。</p>	<p>【指摘10】 利用者数の低迷及び施設の老朽化により、平成25年に建物を解体し、解体部分は用途廃止を行い普通財産とした。 解体当時、建物の他にもテニスコートやあずま屋があり、その部分については、引き続き利用を考えていたため用途廃止は行わなかったものであるが、現在は、テニスコート等も老朽化により使用不可能であることから、今年度中に用途廃止を行い普通財産とする。</p> <p>【意見28】 利用者数等の実態把握に努めるとともに、案内看板が劣化しているため更新するほか、SNS等の媒体を活用して観光資源としての魅力を発信し、利用者数の増加を図る。 本施設は土砂災害ハザードマップのイエローゾーン（急傾斜地）に含まれていることを考慮すると、他の用途で活用することは困難であると考えられる。</p>

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市長分）

<p>3. 観光振興課 北部産業振興事務所</p> <p>【指摘11】（報告書70～71ページ） 用途廃止及び普通財産への変更を検討すべき 〔事実〕 施設番号 2216 施設名称 鬼無里ふるさとの館 （以下省略） 〔指摘〕 長野市財務規則第144条、及び長野市未利用財産有効活用ガイドラインでは、「財産所管課は、行政目的が終了した財産について、行政財産の用途を廃止し普通財産とすることを速やかに行うこと」とされている。また未利用財産の網羅的把握の観点からも行政財産・普通財産の分類は重要である。したがって、今後の利活用又は売却・解体のための課題を整理するとともに、当該施設については用途廃止を行い、行政財産から普通財産とすることを検討すべきである。</p> <p>【指摘12】（報告書72～73ページ） 用途廃止及び普通財産への変更を検討すべき 〔事実〕 施設番号 2096 施設名称 戸隠交流促進施設（炭焼施設） （以下省略） 〔指摘〕 長野市財務規則第144条、及び長野市未利用財産有効活用ガイドラインでは、「財産所管課は、行政目的が終了した財産について、行政財産の用途を廃止し普通財産とすることを速やかに行うこと」とされている。また未利用財産の網羅的把握の観点からも行政財産・普通財産の分類は重要である。したがって、今後の利活用又は売却・解体のための課題を整理するとともに、当該施設については用途廃止を行い、行政財産から普通財産とすることを検討すべきである。</p> <p>4. 観光振興課 西部産業振興事務所</p> <p>【指摘13】（報告書74～76ページ） 用途廃止を行い、借地の返還に向けて地権者と</p>	<p>【指摘11】 平成26年の神代断層地震による建物の柱の歪みや壁の破損、地盤の亀裂、沈下などで使用ができなくなったことから、令和元年度に条例廃止したが、用途の変更手続きが遅れていたもので、令和4年度中に用途廃止を行い普通財産とする。</p> <p>【指摘12】 修学旅行の体験利用の減少や、施設の老朽化に加え、平成29年に土地所有者から用地返還の申し出があったことから、令和元年度に条例廃止したが、用途の変更手続きが遅れていたもので、令和4年度中に用途廃止を行い普通財産とする。</p> <p>【指摘13】 行政財産から普通財産への変更手続きは、令</p>
---	--

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>協議を継続すべき</p> <p>〔事実〕 施設番号 2132 施設名称 信州新町青少年旅行村 (以下省略)</p> <p>〔指摘〕</p> <p>長野市財務規則第144条、及び長野市未利用財産有効活用ガイドラインでは、「財産所管課は、行政目的が終了した財産について、行政財産の用途を廃止し普通財産とすることを速やかに行うこと」とされている。また、未利用財産の網羅的把握の観点からも行政財産・普通財産の分類は重要である。したがって、今後の利活用又は売却・解体のための課題を整理するとともに、当該施設については用途廃止を行い、行政財産から普通財産とすることを検討すべきである。</p> <p>また、当該土地は借地であるため、借地料が発生している観点からも、土地の返還に向けて地権者と協議を継続すべきである。</p> <p>なお、当該施設については、行政財産から普通財産への変更の手続を進めており、令和3年度中の手続完了を目指しているとのことである。また、現在、施設の解体・撤去及び借地の返還に向け地権者と協議を継続しているとの説明を受けている。</p> <p>【6】 文化スポーツ振興部</p> <p>1. 文化芸術課</p> <p>【指摘14】（報告書77～78ページ） 公有財産の所管換えを適時適切に行うべき</p> <p>〔事実〕 施設番号 18081 施設名称 中条音楽堂（普通財産） (以下省略)</p> <p>〔指摘〕</p> <p>現状の所管課と公有財産台帳での所管課が一致していないことは、公有財産の管理の責任に関する所在が不明確となるおそれがある。長野市財務規則第142条に基づき、適時適切な所管換えを行うべきである。</p>	<p>和3年度に完了している。また、令和4年度中に施設の解体・撤去及び借地返還の完了を目指し、地権者と協議を進めている。</p> <p>【指摘14】</p> <p>指摘の施設は、平成31年4月1日の用途廃止に伴い所管換えを行う必要があったが、事務処理漏れが生じていた。指摘後、速やかに所管換えを行った。今後は、事務引継及び財務規則第142条に基づいた適切な所管換えを行う。</p>

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>2. スポーツ課</p> <p>【指摘15】（報告書79～80ページ） 速やかに用途廃止を行い普通財産とすべきである</p> <p>〔事実〕施設番号 3452 施設名称 鬼無里マレットゴルフ場 （以下省略）</p> <p>〔指摘〕 視察結果から当初の目的での使用は不可能と考えられ、行政目的が終了した財産であり、速やかに用途廃止を行い、普通財産とすべきである。</p> <p>【指摘16】（報告書80～81ページ） 速やかに用途廃止を行い普通財産とすべきである</p> <p>〔事実〕施設番号 3501 施設名称 保科温泉マレットゴルフ場 （以下省略）</p> <p>〔指摘〕 当該施設は、行政目的が終了した財産であり、速やかに用途廃止を行い、普通財産とすべきである。</p> <p>【指摘17】（報告書81～82ページ） 用途廃止を行い借地の賃貸借契約解除に向けて貸主と協議を継続すべき</p> <p>〔事実〕施設番号 3446 施設名称 小花見高原マレットゴルフ場 （以下省略）</p> <p>〔指摘〕 視察結果から当初の目的での使用は不可能と考えられ、行政目的が終了した財産であり、速やかに用途廃止を行い、普通財産とすべきである。</p> <p>また、当該土地は借地であることから土地の賃貸借契約解除に向けて貸主と協議を継続すべきである。</p>	<p>【指摘15】 令和4年度中に用途廃止を行い普通財産とし、引き続き土地の賃貸借契約の解除に向けて協議を継続する。</p> <p>【指摘16】 令和4年度中に用途廃止を行い普通財産とする。</p> <p>【指摘17】 令和4年度中に用途廃止を行い普通財産とし、引き続き土地の賃貸借契約解除に向けて、協議を継続する。</p>

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>【指摘18】（報告書83ページ） 速やかに用途廃止を行い普通財産とすべきである</p> <p>〔事実〕 施設番号 3510 施設名称 塩崎運動場 （以下省略）</p> <p>〔指摘〕 当該施設は、行政目的が終了した財産であり、速やかに用途廃止を行い、普通財産とすべきである。</p> <p>【指摘19】（報告書83～84ページ） 速やかに用途廃止を行い普通財産とすべきである</p> <p>〔事実〕 施設番号 3519 施設名称 牧島運動広場 （以下省略）</p> <p>〔指摘〕 当該施設は、行政目的が終了した財産であり、速やかに用途廃止を行い、普通財産とすべきである。</p> <p>【指摘20】（報告書84ページ） 速やかに用途廃止を行い普通財産とすべきである</p> <p>〔事実〕 施設番号 3497 施設名称 信州新町市民プール （以下省略）</p> <p>〔指摘〕 当該施設は、行政目的が終了した財産であり、速やかに用途廃止を行い、普通財産とすべきである。</p> <p>【意見29】（報告書85～86ページ） 用途廃止を検討し、跡地利用は長野市の方針を踏まえ慎重に検討すべき</p> <p>〔事実〕 施設番号 3503 施設名称 芹田市民プール （以下省略）</p> <p>〔意見〕 当該施設は、地元と協議を行っている状況で</p>	<p>【指摘18】 令和4年度中に用途廃止を行い普通財産とする。</p> <p>【指摘19】 令和4年度中に用途廃止を行い普通財産とする。</p> <p>【指摘20】 令和4年度中に用途廃止を行い普通財産とするとともに、跡地利用については、地域や庁内との協議、調整を行いながら検討する。</p> <p>【意見29】 令和4年度中に用途廃止をするとともに、跡地利用については、地域や庁内との協議、調整を行いながら検討する。</p>

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>あるが、行政財産としての活用が見込まれる場合を除き、行政目的が終了した財産として速やかに用途廃止の検討を行うべきである。</p> <p>また、跡地の活用については、下記の長野市の方針等を踏まえると新規施設整備を行う場合は、「複数の施設を集約化・複合化するために行う新規施設整備」、「中長期の定量的な費用対効果の検証の結果、将来世代に負担を先送りすることにはならない施設」、「中長期の定量的な費用対効果の検証の結果、次世代の住民の福祉の増進を図るために必要不可欠な施設」等に限定されるものと考えられるため、留意が必要である。</p> <p>【意見30】（報告書87ページ） 新規整備の計画は、議会や市民の理解を得るため情報公開を徹底すべき 〔事実〕 施設番号 3504 施設名称 茶臼山市民プール （以下省略） 〔意見〕 跡地は、運動施設としての活用を計画しているが、長野市の「公共施設マネジメント【基本方針1】（2）新規整備の抑制」等を踏まえると新規施設整備を行う場合は限定的と考えられるため、議会や市民の理解を得るために、中長期における費用対効果の定量的な検証結果や将来世代を含む住民の福祉にとって必要不可欠である根拠等について対外的な情報公開を徹底すべきである。</p> <p>【指摘21】（報告書88～89ページ） 用途廃止を行い借地の賃貸借契約解除に向けて貸主と協議を開始すべき 〔事実〕 施設番号 6038 施設名称 松原ゲートボール場 （以下省略） 〔指摘〕 視察結果から当初の目的での使用は不可能と考えられ、行政目的が終了した財産であり、速やかに用途廃止を行い、普通財産とすべきであ</p>	<p>【意見30】 今後の再整備の方針があるため、当面普通財産とはせず管理を行う。 公開できる情報まで整備計画等が進捗した場合には、地域や市民、議会等に速やかに情報を公開する。</p> <p>【指摘21】 令和4年度中に用途廃止を行い普通財産とし、引き続き土地の賃貸借契約の解除に向けて、協議を開始する。</p>

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>る。</p> <p>また、当該土地は借地であることから土地の賃貸借契約解除に向けて貸主と協議を開始すべきである。</p> <p>【意見31】（報告書90ページ） 使用状況を踏まえ、行政サービス継続の是非を検討すべき</p> <p>〔事実〕 施設番号 16151 施設名称 小島田運動広場用地 （以下省略）</p> <p>〔意見〕 長野市では、人口減少や少子高齢化が進み、今後も厳しい財政運営が続いていくことが想定される状況にあるため、小島田運動広場の使用状況を踏まえ、借地料を払ってまで行政サービスを継続すべきかどうかについて、長野市として検討すべきである。</p> <p>【意見32】（報告書91ページ） 使用状況を踏まえ、行政サービス継続の是非を検討すべき</p> <p>〔事実〕 施設番号 3518 施設名称 浅川運動広場 （以下省略）</p> <p>〔意見〕 長野市では、人口減少や少子高齢化が進み、今後も厳しい財政運営が続いていくことが想定される状況にあるため、浅川運動広場の使用状況を踏まえ、借地料を払ってまで行政サービスを継続すべきかどうかについて、長野市として検討すべきである。</p> <p>【意見33】（報告書92ページ） 権利関係が曖昧な土地につき可能な範囲で調査すべき</p> <p>〔事実〕 施設番号 3453 施設名称 城山テニスコート （以下省略）</p> <p>〔意見〕 今後の城山公園再整備基本構想の方向性次第</p>	<p>【意見31】 使用状況の把握を行い、今後の運動場の継続については、地元や地主と協議しながら、判断していく。</p> <p>【意見32】 使用状況の把握を行い、今後の運動場の継続については、地元や地主と協議しながら、判断していく。</p> <p>【意見33】 令和4年度中に現状の権利関係について把握するための調査を開始する。</p>

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>では、城山テニスコートの土地の権利関係の明確化が必要となる可能性があるため、借地である可能性が高い2筆について、可能な範囲で権利関係について調査を行うべきである。</p> <p>【指摘22】（報告書93ページ） 公有財産台帳における売却の記録は、適時に行うべき 〔事実〕 施設番号 3474 施設名称 朝陽体育館 （以下省略） 〔指摘〕 長野市財務規則第137条では、公有財産に異動があったときは、速やかに公有財産異動報告書を作成するとともに公有財産台帳を整備することとされている。 土地の売却については、公有財産台帳異動報告の手引きに基づき公有財産台帳における売却の記録は、適時に行うべきである。 なお、当該包括外部監査の実施過程での指摘を受けて、公有財産異動報告を行い売却の記録は既になされている。</p> <p>【7】 農林部</p> <p>1. 農業政策課</p> <p>【意見34】（報告書94～95ページ） 利用率を高める施策を検討し、行政サービスを継続すべきか検討すべき 〔事実〕 施設番号 1890 施設名称 サラダパーク安庭 （以下省略） 〔意見〕 地方財政法第8条では、市は財産を効率的・効果的に活用するとともに、適正な管理に努めることが求められている。個別施設計画においても「野菜等の栽培を通して食や農業への関心を高めるため、事後保全により施設を維持していく」とされており、未利用の区画について、利用率を高める具体的な施策を検討する必要がある</p>	<p>【指摘22】 指摘を受け、公有財産異動報告及び売却の記録を行った。 今後、同案件が発生した場合には、速やかに処理を行う。</p> <p>【意見34】 当該施設に近い地区内での利用者募集パンフレット回覧や市農業研修センターでの配布等により、利用促進を図った。 引き続き、利用率向上のための方策を講じていくとともに、今後の利用状況を見ながら、施設の在り方について検討していく。</p>

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>る。</p> <p>また、長野市では、人口減少や少子高齢化が進み、今後も厳しい財政運営が続いていくことが想定される状況にあるため、当該施設の利用状況を踏まえ、借地料等のコストをかけてまで行政サービスを継続すべきかどうかについて、長野市として検討すべきである。</p> <p>【意見35】（報告書96～97ページ） 利用率を高める施策を検討し、行政サービスを継続すべきか検討すべき</p> <p>〔事実〕施設番号 1908 施設名称 戸隠体験市民農園 （以下省略）</p> <p>〔意見〕 地方財政法第8条では、市は財産を効率的・効果的に活用するとともに、適正な管理に努めることが求められている。個別施設計画においても「野菜等の栽培を通して食や農業への関心を高めるため、事後保全により施設を維持していく」とされており、未利用の区画について、利用率を高める具体的な施策を検討する必要がある。</p> <p>また、長野市では、人口減少や少子高齢化が進み、今後も厳しい財政運営が続いていくことが想定される状況にあるため、当該施設の利用状況を踏まえ、借地料等のコストをかけてまで行政サービスを継続すべきかどうかについて、長野市として検討すべきである。</p> <p>【指摘23】（報告書98～99ページ） 用途廃止及び普通財産への変更を適時に行い、借地の返還を検討すべき</p> <p>〔事実〕施設番号 1904 施設名称 大岡農園休憩施設 （以下省略）</p> <p>〔指摘〕 長野市財務規則第144条、及び長野市未利用財産有効活用ガイドラインでは、「財産所管課は、行政目的が終了した財産について、行政財産の用途を廃止し普通財産とすることを速やか</p>	<p>【意見35】 令和2年度に利用のない区画を農園区域から除外し、施設規模を縮小した。</p> <p>また、令和3年度から新たな指定管理者による運営となったことから、今後も利用率の増加に取り組みつつ、施設の在り方について検討していく。</p> <p>【指摘23】 市公共施設個別施設計画では令和8年度から12年度を実施期間とした施設廃止、解体の方針が示されている。</p> <p>今後、当方針を踏まえつつ、地権者や地元関係者等と協議し、課題を整理しながら、当該施設の在り方について検討していく。</p>

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>に行うこと」とされている。また、未利用財産の網羅的把握の観点からも行政財産・普通財産の分類は重要である。したがって、今後の課題を整理するとともに、当該施設については用途廃止を行い、行政財産から普通財産とすることを検討すべきである。</p> <p>また、当該土地は借地であるため、借地料が発生している観点からも、土地の返還についても速やかに検討する必要がある。</p> <p>【意見36】（報告書100～102ページ） 利用率を高める施策を検討し、行政サービスを継続すべきか検討すべき 〔事実〕 施設番号 1901 施設名称 大岡中ノ在家クラインガルテン ン （以下省略） 〔意見〕 地方財政法第8条では、市は財産を効率的・効果的に活用するとともに、適正な管理に努めることが求められている。個別施設計画においても「野菜等の栽培を通して食や農業への関心を高めるため、また、交流人口の増加のために、事後保全により施設を維持していく」とされており、施設を維持するために、未利用の区画（特に農園のみの区画）について、利用率を増加させる具体的な施策を検討する必要がある。</p> <p>また、長野市では、人口減少や少子高齢化が進み、今後も厳しい財政運営が続いていくことが想定される状況にあるため、当該施設の利用状況を踏まえ、借地料等のコストをかけてまで行政サービスを継続すべきかどうかについて、長野市として検討すべきである。</p> <p>【意見37】（報告書102～104ページ） 菜園滞在施設について住宅課への所管換えを検討すべき 〔事実〕 施設番号 1896 施設名称 中ノ在家菜園滞在施設 （以下省略）</p>	<p>【意見36】 当該施設は、ラウベ（休憩小屋）付き区画と農園のみ区画がある。ラウベ付き区画は高い利用率で推移していることから、今後、農園のみ区画の利用率向上に繋がる貸出し方法等を模索しながら、施設の在り方を検討していく。</p> <p>【意見37】 当該施設は、令和3年度まで直営で管理していたが、令和4年4月から長野県住宅供給公社に管理業務を委託している。 菜園滞在施設の設置目的を考慮しながら、所管換えによる集約管理の影響や課題について整</p>

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>〔意見〕</p> <p>地方財政法第8条では、市は財産を効率的・効果的に活用するとともに、適正な管理に努めることが求められている。当該施設は農業に従事する人口を増やす目的という性格を有しているものの、生活のための施設であることを踏まえ、長野市の他の市営住宅と同様であると考えられる。そのため、長野市全体の市営住宅の今後の供給方針や管理戸数等を検討していく必要性を踏まえ、当該施設を住宅課へ所管換えして集約して管理することを検討することが望ましい。</p> <p>【意見38】（報告書104～105ページ）</p> <p>今後の方針に対する取組みの優先順位を再度検討すべき</p> <p>〔事実〕 施設番号 1906 施設名称 小田切農村環境改善センター （以下省略）</p> <p>〔意見〕</p> <p>当該施設は老朽化しており、耐震性に懸念がある施設である。そのため、自然災害対策の観点から、個別施設計画で掲げている方針について、他の施設よりも優先的に取り組む必要があると考えられ、改めて優先順位の見直しをする必要があると考えられる。</p> <p>【指摘24】（報告書106ページ）</p> <p>公有財産の異動報告を適時適切に行うべき</p> <p>〔事実〕 施設番号 1927 施設名称 鬼無里農機具格納庫 （農業政策課） （以下省略）</p> <p>〔指摘〕</p> <p>長野市財務規則第137条では、公有財産に異動があったときは、速やかに公有財産異動報告書を作成するとともに公有財産台帳を整備することとされている。公有財産台帳異動報告の手引きに基づき適時に行うべきである。</p>	<p>理していく。</p> <p>【意見38】</p> <p>当該施設は、年間を通じて地元住民等に利用されていることから、施設の現況や機能を見極めながら、優先順位見直しの検討を含め、引き続き庁内関係各所属や地元関係団体等と協議していく。</p> <p>【指摘24】</p> <p>当該施設の公有財産異動報告書を作成し、公有資産台帳から削除した。今後は、適時適切に異動報告書を作成するよう周知徹底し改善を図った。</p>

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市長分）

<p>【8】 建設部</p> <p>1. 住宅課</p> <p>【意見39】（報告書107～109ページ） 用途廃止に関してすべての入居者と協議を開始すべきである</p> <p>〔事実〕 施設番号 2349 施設名称 市営住宅 上野ヶ丘団地 （以下省略）</p> <p>〔意見〕 市営住宅上野ヶ丘団地は、既に長野市として用途を廃止し、建物を解体する方針を決定していることから、耐震補強が困難な11棟の入居者以外の入居者に対して、他の施設との優先順位を考慮しながらも可能な限り早期に事業計画の内容を説明し、住替えについて協議を開始すべきである。入居者の個別の事情を十分把握したうえで、適切に事業を進めるためには、時間をかけて用途廃止を進める必要があり、そのためにも入居者へ可能な限り早期に事業計画の説明を行い、住替えに関する協議を開始する必要がある。</p> <p>また、既に6棟の建物は解体済みで更地となっているが、視察結果のとおり未利用となっている。更地となっている土地は、いずれも単独での活用や売却が困難な土地である。財政の平準化以外にも、以下の視点等から建物の解体に関して優先順位づけをしたうえで建物の解体を進めるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none">・単独で活用できる土地であるか・単独で売却できる土地であるか・解体費用の抑制により最小の経費で建物解体できるか <p>【意見40】（報告書109～111ページ） 1棟を除き未利用であるため早期に活用方針を決定すべき</p> <p>〔事実〕 施設番号 2351 施設名称 市営住宅 五明団地 （以下省略）</p> <p>〔意見〕</p>	<p>【意見39】 耐震補強が困難な11棟の入居者以外の入居者に対して、令和4年度中に事業計画の説明を行い、住替えに関する協議を開始する予定である。</p> <p>また、今後、建物の解体に当たっては、財政の平準化や単独での土地の活用や売却、解体費用の抑制ができるかの視点等による優先順位づけをした上で建物の解体を進める。</p> <p>なお、団地の一部については、令和4年2月開催の未利用地等有効活用検討委員会において、売却（貸付）方針とすることと決定した。</p> <p>【意見40】 令和4年2月開催の未利用地等有効活用検討委員会において、売却（貸付）方針とすることが決定した。</p> <p>現在、残り1戸の入居者がいることから、引き続き移転交渉を行うとともに、土地の売却の可能性について検討していく。</p>
---	--

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>市営住宅五明団地は、1棟を除き未利用の状況であるため、未利用地等有効活用検討委員会等で早期に活用方針を決定すべきである。</p> <p>また、市営住宅五明団地は、住宅地に立地していることから、長野市の公共施設マネジメントの「新規整備の抑制」の基本方針を踏まえ、土地の売却の可能性について優先して検討すべきである。</p> <p>【意見41】（報告書112～113ページ） 未利用であるため早期に活用方針を決定すべき 〔事実〕 施設番号 2363 施設名称 市営住宅 屋地厚生団地 （以下省略） 〔意見〕 市営住宅屋地厚生団地は、未利用の状況であるため、未利用地等有効活用検討委員会等で早期に活用方針を決定すべきである。</p> <p>また、長野市の公共施設マネジメントの「新規整備の抑制」の基本方針を踏まえ、土地の売却の可能性について優先して検討すべきである。</p> <p>【意見42】（報告書113～114ページ） 未利用であるため早期に活用方針を決定すべき 〔事実〕 施設番号 2365 施設名称 市営住宅 屋地引揚団地 （以下省略） 〔意見〕 市営住宅屋地厚生団地は、未利用の状況であるため、未利用地等有効活用検討委員会等で早期に活用方針を決定すべきである。</p> <p>また、長野市の公共施設マネジメントの「新規整備の抑制」の基本方針を踏まえ、土地の売却の可能性について優先して検討すべきである。</p> <p>【意見43】（報告書115～116ページ） 未利用であるため早期に活用方針を決定すべき 〔事実〕 施設番号 2364</p>	<p>【意見41】 令和4年2月開催の未利用地等有効活用検討委員会において、売却（貸付）方針とすることが決定したため、売却に向けて、条件整備等を進めていく。</p> <p>【意見42】 令和4年2月開催の未利用地等有効活用検討委員会において、売却（貸付）方針とすることが決定したため、売却に向けて、条件整備等を進めていく。</p> <p>【意見43】 令和4年2月開催の未利用地等有効活用検討委員会において、売却（貸付）方針とすることが決定したため、売却に向けて、条件整備等を進めていく。</p>

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>施設名称 市営住宅 屋地団地 （以下省略）</p> <p>〔意見〕 市営住宅屋地団地は、未利用の状況であるため、未利用地等有効活用検討委員会等で早期に活用方針を決定すべきである。 また、長野市の公共施設マネジメントの「新規整備の抑制」の基本方針を踏まえ、土地の売却の可能性について優先して検討すべきである。</p> <p>【意見44】（報告書116～118ページ） 1棟を除き未利用であるため早期に活用方針を決定すべき 〔事実〕施設番号 2369 施設名称 市営住宅 新諏訪団地 （以下省略）</p> <p>〔意見〕 市営住宅新諏訪団地は、1棟を除き未利用の状況であるため、未利用地等有効活用検討委員会等で早期に活用方針を決定すべきである。</p> <p>【意見45】（報告書118～120ページ） 用途廃止に関してすべての入居者と早期に協議を開始すべきである 〔事実〕施設番号 2370 施設名称 市営住宅 日詰団地 （以下省略）</p> <p>〔意見〕 市営住宅日詰団地は、既に長野市として用途を廃止し、建物を解体する方針を決定していることから、入居者に対して早期に事業計画の内容を説明し、住替えについて協議を開始すべきである。入居者の個別の事情を十分把握したうえで、適切に事業を進めるためには、時間をかけて用途廃止を進める必要があり、そのためにも入居者へ早期に事業計画の説明を行い、住替えに関する協議を早期に開始する必要がある。 また、既に3棟の建物は解体済みで更地となっているが、視察結果のとおり未利用となっている。更地となっている土地は、いずれも単</p>	<p>進めていく。</p> <p>【意見44】 現在、残り1戸の入居者がいることから、引き続き、移転交渉を行うとともに、土地の売却の可能性について検討していく。</p> <p>【意見45】 入居者に対して、今年度中に事業計画の説明を行い、住替えに関する協議を開始する予定である。 また、今後、残りの建物の解体を進める上で、優先順位を含め、総合的に検討していく。</p>

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>独での活用や売却が困難な土地である。財政の平準化以外にも、以下の視点等から建物の解体に関して優先順位づけをしたうえで建物の解体を進めるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単独で活用できる土地であるか ・単独で売却できる土地であるか ・解体費用の抑制により最小の経費で建物解体できるか <p>【意見46】（報告書121～123ページ） 用途廃止に関してすべての入居者と早期に協議を開始すべきである 〔事実〕 施設番号 2371 施設名称 市営住宅 日詰B団地 （以下省略） 〔意見〕 市営住宅日詰団地Bは、既に長野市として用途を廃止し、建物を解体する方針を決定していることから、入居者に対して早期に事業計画の内容を説明し、住替えについて協議を開始すべきである。入居者の個別の事情を十分把握したうえで、適切に事業を進めるためには、時間をかけて用途廃止を進める必要があり、そのためにも入居者へ早期に事業計画の説明を行い、住替えに関する協議を早期に開始する必要がある。</p> <p>また、既に5棟の建物は解体済みで更地となっているが、視察結果のとおり未利用となっている。更地となっている土地のうち一部は単独での活用や売却が可能と思われる土地も含まれているため、長野市として単独で活用するのか、それとも他の土地と一体で活用するのか等、早期に活用方針を決定すべきである。</p> <p>【意見47】（報告書123～124ページ） 未利用であるため早期に活用方針を決定すべき 〔事実〕 施設番号 2366 施設名称 市営住宅 川中島団地 （以下省略） 〔意見〕 市営住宅川中島団地の跡地は、未利用の状況</p>	<p>【意見46】 入居者に対して、今年度中に事業計画の説明を行い、住替えに関する協議を開始する予定である。</p> <p>また、今後、残りの建物の解体を進めるうえで、優先順位を含め、単独での活用や売却が可能と思われる土地も合わせ、総合的に検討を行っていく。</p> <p>【意見47】 未利用地等有効活用検討委員会において、「立地や形状が良いことから売却（貸付）方針とする」ことが決定（令和4年2月）したため売却に向けて、条件整備等を進めていく。</p>

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>であるため、未利用地等有効活用検討委員会等で早期に活用方針を決定すべきである。</p> <p>また、市営住宅川中島団地跡地は、住宅地に立地し既に民間業者からの問い合わせが来ている状況であることから、長野市の公共施設マネジメントの「新規整備の抑制」の基本方針も踏まえ、土地の売却の可能性について優先して検討すべきである。</p> <p>【意見48】（報告書125～126ページ） 未利用地のため一時利用を含む有効活用の方法を継続的に検討すべき</p> <p>〔事実〕 施設番号 2308 施設名称 今井ニュータウン（普通財産） （以下省略） 施設番号 2308 施設名称 今井ニュータウン（行政財産） （以下省略）</p> <p>〔意見〕 今井ニュータウンの未利用地約7,000 m²については、将来の公共事業の代替地として活用する方向性が打ち出されているものの、活用時期が未定であるため一時利用を含む有効活用の方法を継続的に検討すべきである。</p> <p>【意見49】（報告書127ページ） 北市倉庫の土地の有効活用を検討すべき</p> <p>〔事実〕 施設番号 2355 施設名称 住宅課 北市倉庫 （以下省略）</p> <p>〔意見〕 今後、公共施設マネジメントの個別計画を実施することにより、遊休となる施設が増えることが想定されるため、当該北市倉庫から資材や工具器具等を他の遊休施設等に移転し、土地を有効活用することを検討すべきである。</p>	<p>【意見48】 公共事業の代替地として活用するまでの一時利用を含む当面の活用策について、継続的に検討していく。</p> <p>【意見49】 住宅課では、市営住宅の管理を現在の指定管理制度から管理代行制度への移行に向けて、委託する業務内容などを検討している。その中で北市倉庫の在り方と遊休地への移転が可能か否かについて検討していく。</p>

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況																						
<p>【意見50】（報告書128ページ） 「厚生住宅」の趣旨に鑑み、建物を入居者へ譲渡すべきである 〔事実〕省略 〔意見〕 「厚生住宅」14戸について、長野県の譲渡承認基準である15年経過しており、そのうち2戸については30年経過していることから、譲渡を前提とした「厚生住宅」の趣旨に鑑み、30年経過を待たずに入居者と協議のうえ入居者に建物を譲渡すべきである。 なお、既に建築後から20年超経過していることから、減価償却後の帳簿価額等の低廉な価額で譲渡する等、譲渡対価に関して入居者への配慮が必要である。</p> <p>【指摘25】（報告書129ページ） 用途廃止を行い普通財産とすべきである 〔事実〕</p> <table border="1" data-bbox="167 1160 790 2076"> <thead> <tr> <th data-bbox="167 1160 359 1243">施設番号</th> <th data-bbox="359 1160 790 1243">行政サービス廃止済みの行政財産の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="167 1243 359 1326">2349</td> <td data-bbox="359 1243 790 1326">市営住宅 上野ヶ丘団地の更地等の遊休不動産</td> </tr> <tr> <td data-bbox="167 1326 359 1408">2351</td> <td data-bbox="359 1326 790 1408">市営住宅 五明団地の更地等の遊休不動産</td> </tr> <tr> <td data-bbox="167 1408 359 1491">2363</td> <td data-bbox="359 1408 790 1491">市営住宅 屋地厚生団地の更地等の遊休不動産</td> </tr> <tr> <td data-bbox="167 1491 359 1574">2365</td> <td data-bbox="359 1491 790 1574">市営住宅 屋地引揚団地の更地等の遊休不動産</td> </tr> <tr> <td data-bbox="167 1574 359 1657">2364</td> <td data-bbox="359 1574 790 1657">市営住宅 屋地団地の更地等の遊休不動産</td> </tr> <tr> <td data-bbox="167 1657 359 1740">2366</td> <td data-bbox="359 1657 790 1740">市営住宅 川中島団地の更地等の遊休不動産</td> </tr> <tr> <td data-bbox="167 1740 359 1823">2308</td> <td data-bbox="359 1740 790 1823">今井ニュータウン（行政財産）の更地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="167 1823 359 1906">2369</td> <td data-bbox="359 1823 790 1906">市営住宅 新諏訪団地の遊休不動産</td> </tr> <tr> <td data-bbox="167 1906 359 1989">2370</td> <td data-bbox="359 1906 790 1989">市営住宅 日詰団地の更地等の遊休不動産</td> </tr> <tr> <td data-bbox="167 1989 359 2076">2371</td> <td data-bbox="359 1989 790 2076">市営住宅 日詰B団地の更地等の遊休不動産</td> </tr> </tbody> </table>	施設番号	行政サービス廃止済みの行政財産の内容	2349	市営住宅 上野ヶ丘団地の更地等の遊休不動産	2351	市営住宅 五明団地の更地等の遊休不動産	2363	市営住宅 屋地厚生団地の更地等の遊休不動産	2365	市営住宅 屋地引揚団地の更地等の遊休不動産	2364	市営住宅 屋地団地の更地等の遊休不動産	2366	市営住宅 川中島団地の更地等の遊休不動産	2308	今井ニュータウン（行政財産）の更地	2369	市営住宅 新諏訪団地の遊休不動産	2370	市営住宅 日詰団地の更地等の遊休不動産	2371	市営住宅 日詰B団地の更地等の遊休不動産	<p>【意見50】 厚生住宅の建設経緯や現状など、基本情報について整理を行った。 県も譲渡承認基準である15年を経過していることから、今後入居者の意向調査を実施し、譲渡希望のある入居者には、条件の整ったところから譲渡を進めていく。</p> <p>【指摘25】 行政目的が終了した市営住宅等については、速やかに用途廃止を行い、建物を解体し、普通財産としていく。後利用が未定の場合には、どのような方法で有効活用すべきか検討していく。</p>
施設番号	行政サービス廃止済みの行政財産の内容																						
2349	市営住宅 上野ヶ丘団地の更地等の遊休不動産																						
2351	市営住宅 五明団地の更地等の遊休不動産																						
2363	市営住宅 屋地厚生団地の更地等の遊休不動産																						
2365	市営住宅 屋地引揚団地の更地等の遊休不動産																						
2364	市営住宅 屋地団地の更地等の遊休不動産																						
2366	市営住宅 川中島団地の更地等の遊休不動産																						
2308	今井ニュータウン（行政財産）の更地																						
2369	市営住宅 新諏訪団地の遊休不動産																						
2370	市営住宅 日詰団地の更地等の遊休不動産																						
2371	市営住宅 日詰B団地の更地等の遊休不動産																						

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>〔指摘〕 当該不動産は、行政目的が終了した財産であり、速やかに用途廃止を行い、普通財産とすべきである。</p> <p>【9】 都市整備部</p> <p>1. 市街地整備局市街地整備課</p> <p>【意見51】（報告書130～131ページ） 現状の土地の活用方法の是非を全庁で継続的に検討すべき</p> <p>〔事実〕 施設番号 13002 施設名称 鍋屋田駐車場 （以下省略）</p> <p>〔意見〕 長野市中心市街地の地価の高い土地であるが、2003年9月に取得してから18年以上経過しており、現状の駐車場としての活用方法が最善かどうか、他の部局での活用ができないか等、全庁的な観点から継続的に有効な活用方法を検討すべきである。</p>	<p>【意見51】 現状の土地の活用方法について、全庁的な観点から有効な活用方法について継続的に検討していく。</p>

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市教育委員会分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>【10】教育委員会</p> <p>1. 総務課</p> <p>【指摘26】（報告書132ページ） 用途廃止及び普通財産への変更を適時に行うべき</p> <p>〔事実〕施設番号 3188 施設名称 旧更府小学校 （以下省略）</p> <p>〔指摘〕 長野市財務規則第144条、及び長野市未利用財産有効活用ガイドラインでは、「財産所管課は、行政目的が終了した財産について、行政財産の用途を廃止し普通財産とすることを速やかに行うこと」とされている。また、未利用財産の網羅的把握の観点からも行政財産・普通財産の分類は重要である。したがって、今後の利活用のための課題を整理するとともに、当該施設については用途廃止を行い、行政財産から普通財産とすることを検討すべきである。</p> <p>【指摘27】（報告書134ページ） 用途廃止及び普通財産への変更を適時に行うべき</p> <p>〔事実〕施設番号 5720 施設名称 芋井中学校 （以下省略）</p> <p>〔指摘〕 長野市財務規則第144条、及び長野市未利用財産有効活用ガイドラインでは、「財産所管課は、行政目的が終了した財産について、行政財産の用途を廃止し普通財産とすることを速やかに行うこと」とされている。また、未利用財産の網羅的把握の観点からも行政財産・普通財産の分類は重要である。したがって、今後の利活用のための課題を整理するとともに、当該施設については用途廃止を行い、行政財産から普通財産とすることを検討すべきである。</p> <p>【意見52】（報告書136ページ）</p>	<p>【指摘26】 旧更府小学校については、令和4年1月から普通財産として学校法人へ貸付を行い、既に後利用がされていることから、行政財産の用途廃止手続を行う。</p> <p>【指摘27】 芋井中学校の施設については、現在、他課において行政財産としての利活用が検討されていることから、検討結果も踏まえ、用途廃止及び普通財産への変更を判断していく。</p> <p>【意見52】</p>

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市教育委員会分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>廃校後の不動産の活用の方針を検討すべき 〔事実〕 施設番号 3133・3159 施設名称 信更中学校・信州新町小学校 (以下省略)</p> <p>〔意見〕 長野市未利用財産有効活用ガイドラインに基づき、市としての利活用の可能性を模索し、有効活用の内容を前広に検討することが望まれる。</p> <p>【意見53】（報告書138ページ） 公有財産自体の所管と管理運営上の所管の不整合について見直すべき 〔事実〕 省略 施設番号 3160 施設名称 信田小学校高野分校</p> <p>〔意見〕 「【3】1. 高齢者活躍支援課」の「【意見24】公有財産自体の所管と管理運営上の所管の不整合について見直すべき」と同様の意見である。 （施設自体の公有財産台帳上の所管と、行政目的の用途で使用している実際の所管に不整合が生じていることは、公有財産の管理の責任に関する所在が不明確となるおそれがあり問題である。長野市財務規則第142条に基づき、適時適切な所管換えを行うことで不整合が解消されるよう、教育委員会総務課、高齢者活躍支援課、家庭・地域学びの課の3者間で協議を行うべきである。）</p> <p>【意見54】（報告書139ページ） 未利用地の有効活用を推進すべき 〔事実〕 施設番号 3223 施設名称 今井教職員住宅 (以下省略)</p> <p>〔意見〕 地方財政法第8条では、市は保有する財産を効率的・効果的に活用するとともに、適正な管理に努めることが求められている。 当該土地の近隣は宅地であり、立地が良いこ</p>	<p>令和4年度末で廃止となる信更中学校と信州新町小学校の後利用については、未利用地検討委員会において市内での利活用を募るとともに、文部科学省ホームページ内「みんなの廃校プロジェクト」への情報掲載など民間団体、企業を含め、広く利用提案を募り、地区とも協議する中で検討していきたい。</p> <p>【意見53】 本件は、信田小学校高野分校の廃止に伴い、施設の後利用に係る地元要望に対応するため、信更公民館分室及びかがやきひろば信更として活用を行っている。 「公有財産の所管」と「管理運営の所管」の不整合については、当該施設は国庫補助の対象となっており、所管換え等に当たっては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に沿った財産処分の手続が必要であることから、現在、教育委員会総務課が財産所管課となっている。 管理運営の所管課である家庭・地域学びの課及び高齢者活躍支援課と連携し、両施設の今後の方向性も踏まえた上で、不整合の解消に向け、施設の所管について協議していきたい。</p> <p>【意見54】 土地を売却するために必要となる境界確定等の手続に係る予算の確保に向けた準備を進めるとともに、売却担当課である管財課とも協議し、未利用財産の売却に向け検討を進めていきたい。</p>

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市教育委員会分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>とから転用可能性又は売却可能性は相応にあるものと推察される。維持管理費の削減及び財産売却等収入を踏まえ、長野市未利用財産有効活用ガイドラインに基づき、市としての利活用の可能性を検討する必要がある。そのうえで利用の見込みがない場合、当該土地は売却可能性を相応に有していると考えられることから、境界確定や不動産鑑定評価といった売却に必要な手続を実施するなど、売却手続を積極的に推進すべきである。</p> <p>【意見55】（報告書140ページ） 未利用地の有効活用を推進すべき 〔事実〕 施設番号 3245 施設名称 戸隠宝光社教職員住宅 （以下省略） 〔意見〕 地方財政法第8条では、市は保有する財産を効率的・効果的に活用するとともに、適正な管理に努めることが求められている。 当該土地の近隣は宅地であり、立地が良いことから転用可能性又は売却可能性は相応にあるものと推察される。維持管理費の削減及び財産売却等収入を踏まえ、長野市未利用財産有効活用ガイドラインに基づき、市としての利活用の可能性を検討する必要がある。そのうえで利用の見込みがない場合、当該土地は売却可能性を相応に有していると考えられることから、境界確定や不動産鑑定評価といった売却に必要な手続を実施するなど、売却手続を積極的に推進すべきである。</p> <p>【指摘28】（報告書141ページ） 公有財産の異動報告を適時適切に行うべき 〔事実〕 施設番号 3236 施設名称 宮教員住宅 （以下省略） 〔指摘〕 長野市財務規則第137条では、公有財産に異動があったときは、速やかに公有財産異動報告書を作成するとともに公有財産台帳を整備する</p>	<p>【意見55】 土地を売却するために必要となる境界確定等の手続に係る予算の確保に向けた準備を進めるとともに、売却担当課である管財課とも協議し、未利用財産の売却に向け検討を進めていきたい。</p> <p>【指摘28】 現況と公有財産台帳の不整合を改善するよう台帳からの除却処理を実施する。</p>

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市教育委員会分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>こととされている。公有財産台帳異動報告の手引きに基づき適時に行うべきである。</p> <p>【意見56】（報告書142ページ） 教職員住宅の売却又は解体方針の実行を推進すべき [事実] 省略 [意見] 用途廃止し売却又は解体を行う方針となっている教職員住宅は上記のとおり、45棟/ 62戸であり、棟数で約70 %、戸数で約30 %であり、全てを売却又は解体するためには長期間を要し、また、売却のための鑑定評価や解体費といった多くのコストが発生することが見込まれる他、業務量も過大になることが考えられる。</p> <p>募集停止とした教職員住宅の売却又は解体の方針について全て実施することが望ましいが、全て売却又は解体とすることは容易にできるものではないことは理解される。小さな面積の土地や売却の可能性が限りなく低い土地等もあり、売却又は解体のために必要な費用（鑑定評価費用・解体費・人件費など）と、売却又は解体によって得られる効用との費用対効果が合わない教職員住宅もあることが想定される。また、教職員住宅の一部は借地に建てており、賃貸借契約期間の影響を受けるものもある。</p> <p>個別施設計画における処分方針について、財産所管課は個別施設計画の進捗管理のため、今後10年間のロードマップを作成しており、作成の過程において、関係各所と協議を行い、ランク付けを行い優先順位を検討し、各教職員住宅の処分方針を実行する実施予定年度を定めている。この点について、優先順位を定めて対策を行う方針を定めているため、定めた方針に沿って実行されることを期待される。</p> <p>一方で、処分方針を今後実施していく過程で、処分費用や維持管理費用等の多寡、市場価格、借地期間といった項目が、当初計画時と比較して大きく変動する可能性も考えられることから、複数の観点から総合的に判断して各教職員住宅への対応方針や優先順位を適時に見直し</p>	<p>【意見56】 教職員住宅のうち、用途廃止し売却又は解体を行うものについては、個別施設計画等に沿って基本的には進めていくものと考えている。</p> <p>しかし、予算や各教職員住宅の課題の状況に応じ、計画上の処分実施予定年度及び方法について費用対効果を考慮し、関係課と協議する中で適時、見直していきたい。</p>

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市教育委員会分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>ていくことも必要であると考えられる。効率的な事務運営の観点、費用対効果を高める観点からも、適時に見直しを行い、時間・予算・人員等の制約も考慮した上で、売却又は解体の実現可能性を一層高める方策を継続的に検討すべきである。</p> <p>2. 家庭・地域学びの課</p> <p>【意見57】（報告書144ページ） 公有財産自体の所管と管理運営上の所管の不整合について見直すべき 〔事実〕 省略 施設番号 3160 施設名称 信田小学校高野分校 〔意見〕 「【3】1. 高齢者活躍支援課」の「【意見24】公有財産自体の所管と管理運営上の所管の不整合について見直すべき」と同様の意見である。 （施設自体の公有財産台帳上の所管と、行政目的の用途で使用している実際の所管に不整合が生じていることは、公有財産の管理の責任に関する所在が不明確となるおそれがあり問題である。長野市財務規則第142条に基づき、適時適切な所管換えを行うことで不整合が解消されるよう、教育委員会総務課、高齢者活躍支援課、家庭・地域学びの課の3者間で協議を行うべきである。）</p> <p>3. 文化財課</p> <p>【意見58】（報告書145ページ） 個別施設計画の見直しを検討すべきである 〔事実〕 施設番号 3411 施設名称 文化財等保存施設 （以下省略） 〔意見〕 当該施設は老朽化しているため建物利用における安全性の確保や建物継続利用で将来発生するコストの考慮は必要であるものの、現状の個</p>	<p>【意見57】 本件は、信田小学校高野分校の廃止に伴い、施設の後利用に係る地元要望に対応するため、当課所管の公民館の分室としているものであるが、利用者が少なく、また、公共施設等総合管理計画においても廃止の方向性が示されており、今後の方向性について現在検討を行っている状況である。 また、「公有財産の所管」と「管理運営の所管」の不整合について、当該施設は国庫補助の対象となっており、廃止又は所管換えにあたっては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に沿った手続が必要であることから、現在の所管課である教育委員会総務課及び、当課同様施設を活用している高齢者活躍支援課と連携し、見直しについて協議していきたい。</p> <p>【意見58】 現状として施設の老朽化は進んでおり、長期的な視野からすると、文化財等の適切な保存及び公共施設集約化の観点より移転が必要と判断していた。 しかし、指摘を踏まえ、建物継続利用で将来発生するコスト等を検討し、現在の個別施設計画の見直しを含め、今後関係課と協議を進めていきたい。</p>

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市教育委員会分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>別施設計画では、文化財等の移転費用や移転先での保管費用、建物の解体費用の発生が見込まれることを考えると必ずしも財政負担の軽減や平準化に繋がらない可能性がある。</p> <p>以上から、下記の事項について個別施設計画の見直しを検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物利用における安全性の確保や建物継続利用で将来発生するコストと文化財等を移転することにより将来発生するコストの比較に基づく文化財等の移転の是非 ・跡地の利用方法が決まっていない状況で多額の解体費用をかけて建物を解体することの是非 <p>【意見59】（報告書147ページ） 未利用の土地として売却や貸付け等の有効活用を検討すべきである 〔事実〕 施設番号 10025 施設名称 住宅解体部材収納庫敷地 （以下省略） 〔意見〕 収納庫内の資材等を長野市の他の未利用の施設に移転することは可能であり、未利用の土地として売却や貸付け等の有効活用を検討すべきである。</p> <p>4. 博物館</p> <p>【意見60】（報告書149ページ） 個別施設計画の見直しを検討すべきである 〔事実〕 施設番号 3440 施設名称 日原文化財収蔵庫 （以下省略） 〔意見〕 当該施設は老朽化しているため建物利用における安全性の確保や建物継続利用で将来発生するコストの考慮は必要であるものの、現状の個別施設計画では、収蔵品の移転費用や移転先での保管費用、建物の解体費用の発生が見込まれることを考えると必ずしも財政負担の軽減や平準化に繋がらない可能性がある。</p>	<p>【意見59】 当該地は、文化財等修理に必要な補修部材収納庫として機能しており、来年度から始まる文化財保存修理工事においても解体部材の保管庫として利用する予定である。 保存修理工事の完了後、収納庫内の資材等の移転先確保が可能であれば、市街化調整区域ではあるものの、未利用の土地として有効活用を検討する。</p> <p>【意見60】 現状として収蔵庫の老朽化は進んでおり、長期的な視野からすると、資料の安全な保管を図るためには移転が必要である。 しかし、移転や統合については、博物館・分館・収蔵施設等の全体の統合等を見据えた計画が必要と考えられるため、現在の個別施設計画の見直しを含め、今後関係課と協議を進めていきたい。</p>

措置の通知

令和3年度 包括外部監査（監査人 陸田 雅彦）分

（長野市教育委員会分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>以上から、下記の事項について個別施設計画の見直しを検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物利用における安全性の確保や建物継続利用で将来発生するコストと収蔵品を移転することにより将来発生するコストの比較に基づく収蔵品の移転の是非 ・跡地の利用方法が決まっていない状況で多額の解体費用をかけて建物を解体することの是非 <p>【意見61】（報告書150ページ） 個別施設計画の見直しを検討すべきである</p> <p>〔事実〕施設番号 6019 施設名称 信級文化財収蔵庫 （以下省略）</p> <p>〔意見〕 「【10】4. 博物館」の「【意見60】個別施設計画の見直しを検討すべきである」と同様の意見である。</p> <p>【指摘29】（報告書153ページ） 信級文化財収蔵庫の敷地以外の土地は管財課に所管換えすべきである</p> <p>〔事実〕施設番号 3436 施設名称 信級社会体育施設 （以下省略）</p> <p>〔指摘〕 信級文化財収蔵庫の敷地以外の土地は、旧信級宿泊施設の敷地や旧信級小学校のグラウンド等であり、博物館が所管すべき土地ではないと考えられる。 現状の所管課と公有財産台帳での所管課が一致していないことは、公有財産の管理の責任に関する所在が不明確となるおそれがあるため、長野市財務規則第142条に基づき旧信級宿泊施設を所管している管財課に所管換えすべきである。</p>	<p>【意見61】 現状として収蔵庫の老朽化は進んでおり、長期的な視野からすると、資料の安全な保管を図るためには移転が必要である。 しかし、移転や統合については、博物館・分館・収蔵施設等の全体の統合等を見据えた計画が必要と考えられるため、現在の個別施設計画の見直しを含め、今後関係課と協議を進めていきたい。</p> <p>【指摘29】 施設名称が信級社会体育施設となっているが、合併協議時の経過が不明なために、確認を進めるとともに、管財課とも協議を進めていく。</p>